

# 令和7年度継続利用団体 申請方法のお知らせ

市内の体育施設を継続的に利用されている団体の登録・申請スケジュールについて  
下記の通りお知らせいたします。

<p><b>① 団体登録</b></p> <p>令和6年12月1日 受付開始</p>	<p>(1)・(2)の条件をともに満たしている団体が登録可能</p> <p>(1) 概ね8割以上が市内在住・在勤者であり、施設を利用(運動及び指導)される方が10名以上で構成される団体</p> <p>※ただし、代表者及び副代表者は市内在住であること。</p> <p>(2) 1年を通し、概ね3カ月の利用回数が6回以上の継続利用を予定している団体。</p> <p>○申請書配布場所: 総合体育館窓口・ホームページよりダウンロード</p> <p>○申請書提出場所: 総合体育館窓口</p> <p>※登録内容(代表者・登録メンバー等)に変更が生じましたら、速やかに窓口にて変更手続きを行ってください。</p>
<p><b>② 登録証発行</b></p> <p>審査後に発行 (約1週間)</p>	<p>要件を満たした団体に登録証を発行します。</p> <p><b>※同一人物が同一種目で複数団体に登録することはできません。</b></p> <p><b>※架空の人物・名義貸しによる登録や、同一団体による複数登録等の不正が判明した場合は、登録を無効といたします。</b></p> <p>登録証は、③希望調書提出時、④利用調整会議参加時に提示が必須です。</p> <p><b>登録審査にお時間を頂戴いたしますので③の期間前はお早めに登録申請書をご提出ください。ご登録いただきました施設について、令和7年度中に変更できません。</b></p>
<p><b>③ 利用希望調書提出</b></p>	<p>令和7年4-6月分、7-9月分、10-12月分、令和8年1-3月分の4期に分けて施設利用の希望調書を提出します(1期ごとに提出)</p> <p>※原則、希望調書は原則3カ月で6回以上の利用がない場合、提出できません。</p> <p>※1団体につき、1期間(3カ月)で9区分まで希望可能とします。</p> <p>※提出いただいた曜日・時間帯について、令和7年度中に変更できません。ご注意ください。</p> <p>今後登録される団体数によっては、希望の上限を9区分から下げる可能性があります。</p>
<p><b>④ 利用調整会議</b></p>	<p>会議には希望調書を提出いただき、利用希望の重複があった団体すべてに必ず出席いただきます。(重複しなかった場合は利用区分が確定です。)</p> <p><b>希望日が重複した場合</b> 利用希望日が重複した場合は、団体同士で協議・調整いただきます。</p> <p><b>※いかなる理由であっても、会議に出席しなかった団体は、利用希望日の権利を放棄したものとみなします。</b></p> <p><b>重複しなかった場合</b> 利用区分が確定し、支払期日までに申請書を受け取る。</p>
<p><b>⑤ 本申請支払い</b></p> <p>調整会議終了後 指定日～月末</p>	<p>利用調整会議後、利用調整会議の開催された月内に確定した区分の本申請と料金のお支払いをお願いします。</p> <p><b>※月内に本申請及び支払いがない場合、利用希望日の権利を放棄したものとみなし、一般予約へ開放します。</b></p> <p><b>※いかなる理由であっても、確定した区分のキャンセル料は100%とします。(施設都合、天候・熱中症予防のためのキャンセルによるものは除く)</b></p>

【令和7年4月以降分、登録いただける継続団体の条件】(黄枠は前年度からの加筆・変更点)

①概ね8割以上が市内在住・在勤者であり、施設を利用(運動及び指導)される方が10名以上の団体

※ただし、代表者及び副代表者は市内在住であること。

②1年を通し、概ね3ヶ月の利用回数が6回以上の継続利用を予定している団体。

③登録団体には申請内容の審査(約1週間)を行ったのち、登録証を交付します。

※ご登録いただきました施設については、令和7年度中は変更できませんのでご注意ください。

#### 【体育施設の継続利用方法】

①希望調書の提出(総合体育館窓口へ提出、登録証提示が必須)

登録いただいた団体は、㉗4-6月、㉘7-9月、㉙10-12月、㉚1-3月分の4期に分けて施設利用の希望調書提出いただきます。

㉗の期間の調書提出は1月5日～1月15日までとします。

㉘の期間の調書提出は4月1日～4月10日までとします。

㉙の期間の調書提出は7月1日～7月10日までとします。

㉚の期間の調書提出は10月1日～10月10日までとします。

希望調書は原則3ヶ月で6回以上の利用がない場合、提出できません。

1団体につき、1期間(3ヶ月)9区分まで希望可能とします。

※ただし、登録される団体数によっては、上限を9区分から下げる可能性があります。

※提出いただいた曜日・時間枠について、令和7年度中は変更できません。提出の際はご注意ください。

②利用調整会議の開催(登録証提示が必須)・・・希望調書のメ切後に、利用調整会議を開催します。

会議には希望調書を提出いただいた団体で、利用希望日が重複した場合は調整会議に必ず出席いただき、当該団体同士で協議・調整いただきます。重複しなかった場合は、利用希望日が確定です。会議において、確定した区分の申請書を配布します。

※いかなる理由であっても、重複した場合に会議に出席しなかった団体は、利用希望日の権利を放棄したものとみなします。

③本申請及び使用料の支払い

利用調整会議後、利用調整会議の開催された月内に確定した区分の本申請と料金の支払いをお願いします。

・月内の本申請及び支払いがない場合、利用希望日の権利を放棄したものとみなし、一般予約へ開放します。

・いかなる理由であっても、確定した区分のキャンセル料は100%とします。(施設都合、天候・熱中症予防を理由としたキャンセルを除く)

#### 【不正登録が判明した場合】

架空の人物・名義貸しによる登録、同一団体による複数登録等、不正登録が判明、あるいは推定される場合は、登録を取り消させていただきます。より多くの方に公平に利用いただくためにこの制度を運用いたしますので、ルールの厳守をお願いいたします。

#### 【その他】

災害時の避難所や選挙等、社会情勢や市の緊急的な都合により、確定した予約を変更・キャンセルさせていただくことがありますので、ご了承ください。

代表者・登録メンバーに変更が出た場合は、直ちに窓口にて変更申請を行ってください。